

### ③ 役所の手続きのこと

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

③ 役所の手続きのこと	
(3) 町税の特別措置	総務課税務グループ ☎ 27-2481

### 支援の内容

被害の程度に応じて、町に納めていただく平成30年度の税金のうち平成30年度9月6日以降に納期限の到来する税額が免除や減免となる場合があります。

#### <個人の町民税>

	減免の要件	減免の割合
①	災害により死亡した場合	全額
②	生活保護を受けることとなった場合	
③	災害により障害者となった場合	90%
④	本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有し居住していた住宅がり災証明の半壊以上で、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合	12.5%～全額 (損害の程度や所得による)
⑤	本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有し居住していた住宅の価格に対する住宅の損害額が20%以上で、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合	
⑥	本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有する家財に一定以上の損害を受け、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合	
⑦	事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの災害による平成30年中の減収が平年の30%以上で、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下など一定の所得要件を満たす場合	所得等に応じ減免

#### <固定資産税>

対象	減免の要件	減免の割合
⑧ 土地	被害面積が20%以上	40%～全額 (損害の程度による)
⑨ 家屋	り災証明において半壊以上	60%～全額 (損害の程度による)
⑩ 家屋	価格に対し損害額が20%以上	
⑪ 償却資産	修理費が評価額の20%以上	40%～全額 (損害の程度による)

### 必要書類

#### <①～⑪共通>

・減免申請書 ※必要に応じて、被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

#### <②>

・生活保護決定通知書の写し

#### <③>

・障害者手帳の写し

#### <④>

・り災証明書の写し (交付を受けている場合)

#### <⑤、⑥>

・平成30年分所得税の確定申告書及び雑損控除に係る書類一式の写し

<⑦>

- ・平成30年分所得税の確定申告書の写し（確定申告が不要な方は源泉徴収票の写し等、平成30年中の収入がわかるもの）
- ・減収を補てんする保険等がある場合は、その金額がわかるもの

<⑧>

- ・被害箇所の写真など、土地の被害がわかるもの（大規模な土砂崩れについては、必要ありません）※なお、申請の際に、地番図に被害の位置や程度を記入していただきます。

<⑩>

- ・原状回復にかかる見積書や契約書、請求書など、建物の原状回復の金額や内容がわかる書類の写し

### 対象となる被害の基準

#### <家財（個人の町民税）>

減免対象となる家財損害額の目安は、家族構成や年齢等によって異なります。

家族構成	家財損害額の目安
独身	所得税の確定申告での家財の損害額が60万円以上
50歳代4人家族 (本人、専業主婦の妻、18歳未満の子2人)	所得税の確定申告での家財の損害額が262万円以上

#### <土地（固定資産税）>

減免対象となる土地の被害は、次の表の通りです。

被害内容	地目 宅地・田・畑 (宅地評価に準じる土地を含む)	左記の地目以外 (山林など)
土砂崩れ	崩落・埋没部分すべて	崩落・埋没部分すべて
地割れ	幅3cm以上	幅15cm以上
陥没	深さ20cm以上	湧水・噴砂(液状化)も 深さ50cm以上
段差・隆起	20cm以上	考慮します。 50cm以上
沈下	10cm以上	25cm以上

※土地の地割れ、陥没、沈下、段差、隆起、小規模な土砂崩れによる被害の場合は、写真等、被害がわかるものを添付してください。また、申請の際に、地番図に被害の位置や程度を記入していただきます。

### 申請受付

窓口の混雑緩和のため、被災程度等で異なった開始日とします。あくまで開始日ですので、例えば住宅が全壊の方が3月以降に申請することもできます。

しばらくの間は申請期限を設けずに受け付けします。申請受付を終了する場合は、広報紙等で事前に案内します。

平成31年1月25日(金)～	・①～③ ・④、⑨で災証明が全壊 ・⑧で大規模な土砂崩れによる被害がある場合
平成31年2月5日(火)～	・④、⑨で災証明が大規模半壊 ・⑧で大規模な土砂崩れによる被害がある場合
平成31年2月12日(火)～	・④、⑨で災証明が半壊 ・⑧で大規模な土砂崩れによる被害がある場合
平成31年2月18日(月)～	・⑤～⑦で下記地区の方 幌内、富里、高丘、吉野、東和、桜丘、朝日、本郷、幌里、京町、表町、新町
平成31年3月1日(金)～	・⑤～⑦で下記地区の方 美里、豊沢、上野、豊川、共栄、富野、上厚真、共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
△	△	△	—

### 3 役所の手続きのこと

#### (6) 年金手帳などを紛失したとき 国民年金等の保険料が払えないとき

町民福祉課町民生活グループ  
☎26-7871  
苫小牧年金事務所（お客様相談室）  
☎0144-56-9001

#### 年金手帳などを紛失したとき

年金手帳、年金証書を紛失した場合は再発行ができます。

※詳しくは苫小牧年金事務所までお問い合わせください。

#### 国民年金保険料の免除

国民年金保険料第1号被保険者で、住宅や家財などの財産に係る損害が2分の1以上の場合、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

##### <免除期間>

平成30年8月分～平成32年6月分（平成31年7月分以降は再度申請が必要）

※保険料が免除されると、将来受け取る年金額は減額します。

##### <提出書類>

- ①年金手帳
- ②印鑑
- ③り災証明書または財産の損害内容の分かるもの

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	—

### ③ 役所の手続きのこと

<b>(10) 後期高齢者医療保険料の減免等</b>	町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871
----------------------------	----------------------------

#### 支援の内容

平成30年北海道胆振東部地震によって、住宅が被災した方は、被害の割合によって災害減免を受けられる場合があります。

#### 減免の割合

前年の合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下	20%以上50%未満	50%
	50%以上	全額
500万円超750万円以下	20%以上50%未満	25%
	50%以上	50%
750万円超1,000万円以下	20%以上50%未満	12.5%
	50%以上	25%

#### 対象となる方

住宅が、全壊、半壊、大規模半壊の被害を受けた方で、被保険者が属する世帯の世帯主および他の世帯員である被保険者の合計所得金額が1,000万円以下の方

#### 申請期間

平成30年9月6日(木)～

#### 必要書類

・減免申請書 ・り災(被災)証明書

**追加** 第3版で追加

**修正** 第6版で修正 **修正箇所**

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	—

### ③ 役所の手続きのこと

#### (13) 医療機関受診時の一部負担金免除

町民福祉課町民生活グループ  
☎ 26-7871

#### 支援の内容

地震により一定の被害があった厚真町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、医療機関の窓口で支払う一部負担金免除の申請を受け付けます。

#### 一部負担金免除対象者

厚真町国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者で次のいずれかの要件に該当する方

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が事業または業務を休廃止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### 免除の対象期間

被災した日～平成31年2月28日(木)受診分

#### 減免証明書の交付

免除の適用を受けるためには「減免証明書」が必要です。下記のとおり申請手続きしてください。医療機関等を受診するときは、国民健康保険証と減免証明書を提示してください。また、9月～12月までに医療機関を受診した対象者の方には、償還払いを行います。

##### <申請に必要なもの>

- ・減免申請書（窓口にあります）
- ・印鑑
- ・要件を確認するために必要な書類（り災証明書など）

※9月～12月までに受診した分の償還払いの申請には下記も持参してください。

- ・医療費の領収書
- ・保険証
- ・通帳

##### <申請受付>

平成30年11月1日(木)～

#### 厚真町・安平町・むかわ町外へ避難された方への支援

住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方でり災証明書をお持ちの方は、減免申請を3町以外の他市町村または広域連合の国保の窓口でも提出することができます。

##### <申請に必要なもの>

- ・一部負担金等減免申請書（窓口にあります）

- ・ 罹災証明書
- ・ 送付先住所設定届出書（窓口にあります）
- ・ 本人確認できる書類
- ・ 印鑑
- ・ 委任状（代理人が申請する場合のみ）

< 減免決定までの流れ（おおむね10日～2週間） >

- ①申請受理（避難先市町村）
- ②元々お住まいだった町へ送付（避難先市町村→厚真町・安平町・むかわ町）
- ③申請書の審査・減免可否の決定（厚真町・安平町・むかわ町）
- ④「送付先住所設定届出書」に記載の住所へ通知（厚真町・安平町・むかわ町→申請者）

**追加** 第3版で追加

**修正** 第4版で修正 **修正した箇所**

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

### ③ 役所の手続きのこと

#### (14) 飲用井戸の水質検査手数料の減免・補助

[水質検査・減免に関すること]  
北海道苫小牧保健所試験検査課理化学検査係  
☎0144-34-4168  
[補助に関すること]  
町民福祉課町民生活グループ  
☎26-7871

### 手数料の減免

#### 対象者

次のすべてに該当する方は飲用井戸の水質検査に係る手数料が減免されます。

- ・ 給水区域外に居住する方
- ・ り災証明書の発行を受けられた方
- ・ 地震の影響により新たに飲用水の検査が必要になった方

#### 減免対象回数

井戸1本につき1回

#### 減免対象期間

平成30年9月6日(木)～平成30年12月5日(水)

#### 水質検査の実施方法

- ① 苫小牧保健所に水質検査日を電話予約してください。
- ② 容器を事前に町民福祉課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）へ取りに来てください。
- ③ 予約日当日にご自身で容器に取水し、午前中に苫小牧保健所へ検体を持参してください。

#### 保健所提出時の持ち物

- ・ 検体容器
- ・ 印鑑
- ・ り災証明書

### 手数料の補助

#### 対象者

上記減免が受けられない方は飲用井戸の水質検査に係る手数料が補助されます。

#### 減免対象回数

井戸1本につき1回

#### 減免対象期間

平成30年9月6日(木)～平成31年3月29日(金)

#### 水質検査の実施方法

- ① 苫小牧保健所に水質検査日を電話予約してください。



- ②容器を事前に町民福祉課町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内）へ取りに来てください。
- ③予約日当日にご自身で容器に取水し、午前中に苫小牧保健所へ検体を持参してください。

#### 保健所提出時の持ち物

- ・ 検体容器
- ・ 印鑑
- ・ 北海道収入証紙 12,900円

#### 補助申請

- ①水質検査手数料領収証を添付して、町へ補助申請をしてください。
- ②審査後、町から指定口座へ水質手数料を振り込みます。

#### 補助申請の必要書類

- ・ 印鑑
- ・ 通帳の写し
- ・ 水質検査手数料領収証

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

③ 役所の手続きのこと	
(15) 飲用井戸等給水施設整備事業補助金	町民福祉課町民生活グループ ☎ 26-7871

### 支援の内容

町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に使用する水）の給水施設整備の経費の一部を補助します。

### 対象となる方

- ①未給水区域の住宅の居住（または居住しようとする）者のうち、飲用水等の給水施設を新設しようとする方  
※この制度で補助を受けた後、10年間は制度を利用できません。
- ②災害等により枯渇、汚染または破損し、飲用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方

### 補助対象経費

住宅（店舗併用住宅を含み、別荘等の一時的な住居および賃貸住宅を除く）に給水施設を整備するために必要な以下の経費

- ・ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む）
- ・取水管工事費
- ・ポンプ設置工事費
- ・給水管工事費（屋内配管は除く）
- ・電気導線工事費
- ・貯水タンク設置工事費
- ・飲用井戸新設時の水質検査費
- ・必要に応じて設置する浄水器設置工事費
- ・浄水器設置後の水質検査費（設置前に「水質基準不適合」だった項目に係るもの）

### 補助金の額

- ・補助対象額の2分の1以内（上限100万円）
- ・共同利用の給水施設は、補助対象額の2分の1以内（上限100万円／1戸）

### 申請受付

平成30年11月6日(火) ～

### 申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、工事に着手する前に、補助金交付申請書に必要書類を添付して町へ申請してください。

#### <提出書類>

- ①厚真町飲用井戸等給水施設整備事業補助金交付申請書

## ②添付書類

- ・工事予定場所の位置図
- ・代表者選任届兼誓約書（共同利用の場合）
- ・土地使用承諾書（共同利用の場合または他人の土地に給水施設を設置する場合）
- ・設計図面（平面図）
- ・工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- ・町税に滞納がないことを証する書類
- ・給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
- ・飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類並びに浄水器の性能および仕様を証する書類（浄水器を設置する場合）
- ・町長が必要と認める書類

## 交付決定

町が審査し、交付の可否を決定して申請者へ通知します。

※工事の着手は町の交付決定通知書受理後となります。

## 計画の変更等

交付の決定の通知を受けた後、申請の内容を変更・中止する場合は、速やかに速やかに計画変更・中止承認申請書（第6号様式）を提出し承認を受けてください。

## 実績報告

工事が完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添付して提出してください。

### <提出書類>

①厚真町飲用井戸等給水施設整備事業実績報告書

### ②添付書類

- ・工事請負契約書の写し
- ・補助事業に係る請求書（経費の内訳の記載があるもの）および領収書の写し
- ・工事写真（着工前、工事中および完成後）
- ・竣工図面（平面図）
- ・柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- ・飲用井戸を新設した場合にあっては、別表に掲げる水質検査項目の結果の写し
- ・浄水器を設置した場合にあっては、当該設置前に飲用水等の原水の水質が水質基準に適合していなかった項目に係る当該設置後における水質検査結果の写し
- ・町長が必要と認める書類

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

③ 役所の手続きのこと	
(16) 農業用井戸等給水施設整備事業補助金	産業経済課農林業グループ ☎ 27-2419

### 支援の内容

町内の未給水区域で、農業用水等（農作物の栽培、家畜の飼養に要する水）の安定的な確保を図るために必要な農業用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します。

### 対象となる方

- ①未給水区域の農業経営をしている者のうち、給水施設（農業用水等の確保のため農業用井戸等の取水、導水、送水および配水の施設）を新設しようとする方  
※この制度で補助を受けた後、10年間は制度を利用できません。
- ②既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破損し、農業用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方

### 補助対象経費

農業経営用に給水施設を整備するために必要な以下の経費

- ・ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む）
- ・取水管工事費
- ・ポンプ設置工事費
- ・給水管工事費（屋内配管は除く）
- ・電気導線工事費
- ・貯水タンク設置工事費

### 補助金の額

- ・補助対象額の2分の1以内（上限50万円）
- ・共同利用の給水施設は、補助対象額の2分の1以内（上限50万円／1施設）

### 申請受付

平成30年11月6日(火) ～

### 申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、工事に着手する前に、補助金交付申請書に必要書類を添付して町へ申請してください。

#### <提出書類>

- ①厚真町農業用井戸等給水施設整備事業補助金交付申請書
- ②添付書類
  - ・工事予定場所の位置図
  - ・代表者選任届兼誓約書（共同利用の場合）
  - ・土地使用承諾書（共同利用の場合または他人の土地に給水施設を設置する場合）
  - ・設計図面（平面図）

- ・ 工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- ・ 町税に滞納がないことを証する書類
- ・ 給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
- ・ 町長が必要と認める書類

## 交付決定

町が審査し、交付の可否を決定して申請者へ通知します。

※ 工事の着手は町の交付決定通知書受理後となります。

## 計画の変更等

交付の決定の通知を受けた後、申請の内容を変更・中止する場合は、速やかに速やかに計画変更・中止承認申請書（第6号様式）を提出し承認を受けてください。

## 実績報告

工事が完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添付して提出してください。

### <提出書類>

- ① 厚真町農業用井戸等給水施設整備事業実績報告書
- ② 添付書類
  - ・ 工事請負契約書の写し
  - ・ 補助事業に係る請求書（経費の内訳の記載があるもの）および領収書の写し
  - ・ 工事写真（着工前、工事中および完成後）
  - ・ 竣工図面（平面図）
  - ・ 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
  - ・ 町長が必要と認める書類

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

③ 役所の手続きのこと	
(17) こども園利用者負担等の免除	町民福祉課子育て支援グループ ☎ 26-7872

### 支援の内容

平成30年9月中のこども園の使用に係る利用者負担等について、一律免除します。  
また、震災等で居住する家屋等に損害があった場合、認定こども園の利用者負担額を減免します。

### 負担の一律免除

平成30年9月分利用者負担および給食費

### 負担の減免

<減免となる利用者負担額>

対 象	減 免 額
居住していた住宅が半壊した方	利用者負担額の2分の1
居住していた住宅が全壊した方	利用者負担額の全額

<適用期間>

平成30年10月～平成31年3月

<申請書類>

- ・利用者負担減免申請書
- ・り災証明書の写し

<申請受付期間>

平成30年11月1日(木)～平成30年12月28日(金)

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	—

### ③ 役所の手続きのこと

#### (18) こども園の給食費・教材費の援助

町民福祉課子育て支援グループ  
☎ 26-7872

#### 支援の内容

住居が被災した保護者の方に、こども園の給食費および教材費について次のとおり援助します。

#### 対象となる方

次のすべてに該当する方

- ・平成30年9月6日時点で厚真町に住所を有している方
- ・特定教育・保育等の提供を受けたお子さんの支給認定保護者(※)
- ・居住する住宅が被災した方(半壊以上)
- ・平成30年度の補足給付を受けていない方

※支給認定保護者とは、こども園の利用にあたって発行されている支給認定証に記載の保護者

#### 援助の内容

発災日～平成30年度3月分の給食費と教材費

#### 提出書類

- ・厚真町実費徴収に係る補足給付費受給申請書  
(同じ園に通うお子さんが複数人いる場合は、1枚の申請書に記入してください。)
- ・口座振込依頼書
- ・り災証明書の写し

#### 提出先

お子さんが在籍しているこども園または町民福祉課子育て支援グループ

#### 提出期限

平成30年11月16日(金)～平成30年12月28日(金)

#### その他

審査の上、支給するか否かを決定通知書でお知らせします。

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

### 3 役所の手続きのこと

#### (19) 栄養士・調理師免許に関する手数料の免除

北海道苫小牧保健所  
☎0144-34-4168

#### 支援の内容

被災により栄養士・調理師免許を亡失・汚損した方等に対し、負担軽減を図るため各種手数料を免除します。

#### 対象となる方

- ・被災により、免許証が紛失または汚損したため、再発行の手続きをする方
- ・被災により、申請者住所を変更（道外への「本籍地」の変更を伴う）したため、免許証の書換交付の手続きをする方

#### 対象期間

災害救助法の適用を受けた日から1年間（災害救助法適用日：平成30年9月6日）

#### 対象地域

災害救助法の適用を受けた道内179市町村（35市129町15村）

#### 免除する手数料

種別	手数料
栄養士免許証書換交付手数料	3,600円
栄養士免許証再交付手数料	4,050円
調理師免許証書換交付手数料	3,600円
栄養士免許証再交付手数料	4,050円

#### 提出書類

免許申請の書類と併せ、以下の書類を提出してください。

- ・手数料免除申請書（北海道ホームページからダウンロードできます）
- ・り災証明書（写し可）または、り災したことを明らかにする施設の写真等（原則、り災証明書）
- ・その他（汚損した免許証）

#### 提出先

最寄りの保健所に持参または、郵送してください。



り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

③ 役所の手続きのこと	
(20) あつまネット使用料等の特例	まちづくり推進課企画調整グループ ☎ 27-3179

### 支援の内容

地震に伴いあつまネット使用料等について特例措置を行います。

### 特例となる料金

#### 1. 使用料について

全ての地域において10月分使用料（使用日8月20日～9月19日）については徴収しません。

#### 2. 吉野・富里・高丘・幌内地区について

- ・上記地区については、サービスを休止しています。
- ・休止期間中の使用料は発生しません。
- ・上記地区の利用者が、あつまネットの利用を解約する場合は、解約に際し発生する解約工事負担金（10,500円）、解約手数料（2,000円）を徴収しません。

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

③ 役所の手続きのこと

(21) 国民健康保険料の減免

町民福祉課町民生活グループ  
☎ 26-7871

支援の内容

地震によって、納付義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて国民健康保険料を軽減する減免措置を受けることができる場合があります。

なお、被害の程度によっては、減免の対象とならないこともありますので、担当へご確認ください。

対象と減免割合

- ①災害により障害者となった方  
＜減免の割合＞ 90%

- ②災害により、納付義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に一定以上の損失を受け、前年(平成29年)の合計所得金額が1,000万円以下の方

＜減免の割合＞

前年の合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下	20%以上50%未満	50%
	50%以上	全額
750万円以下	20%以上50%未満	25%
	50%以上	50%
750万円を超えるとき	20%以上50%未満	12.5%
	50%以上	25%

- ③災害等により、事業収入の減少による損失額から保険金等により補てんされるべき金額を除いた額の合計額が、平年における事業収入の額の30%以上で、前年(平成29年)の合計所得金額が1,000万円以下である者

＜減免の割合＞

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	全額
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
750万円を超えるとき	20%

※対象となる保険料額…災害を受けた日以降の納期に係る当該世帯の保険料額に平成29年中における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じて得た額

申請期間

受付開始	対 象
平成31年 1月25日(金)～	①、②でり災証明が全壊
平成31年 2月 5日(火)～	②でり災証明が大規模半壊
平成31年 2月12日(火)～	②でり災証明が半壊
平成31年 2月18日(月)～	②～③

必要書類

- ・減免申請書
- ※必要に応じて、被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

③ 役所の手続きのこと	
(22) 介護保険料の減免	町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

### 支援の内容

地震によって第1号被保険者または世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅または平年における事業収入額の30%以上の減少による損失を受けた場合、その被害の程度に応じて介護保険料を軽減する減免措置を受けることができます。なお、被害の程度によっては、減免の対象とならないこともありますので、担当へご確認ください。

### 対象者と減免の割合

- ①災害により、第1号被保険者またはその属する世帯を主として維持する者の所有する住宅にその価格の20%以上に相当する額の損失を受けた者

前年の合計所得金額	損害の程度	減免の割合
200万円未満	20%以上50%未満	50%
	50%以上	全額
200万円以上	20%以上50%未満	25%
	50%以上	50%

- ②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した方

<減免の割合> 全部

- ③災害により障害者となった方

<減免の割合> 90%

- ④災害等により、事業収入の減少による損失額の合計額が、平年における事業収入の額の30%以上で、前年(2017年)の合計所得金額が400万円以下の方

前年の合計所得金額	減免の割合
200万円未満	全額
200万円以上	80%

※対象となる保険料額…災害を受けた日以降の納期に係る当該世帯の保険料額

### 申請期間

受付開始	対 象
平成31年1月25日(金)～	①でり災証明が全壊の場合、②、③
平成31年2月5日(火)～	①でり災証明が大規模半壊の場合
平成31年2月12日(火)～	①でり災証明が半壊の場合
平成31年2月18日(月)～	④

### 必要書類

・減免申請書

※必要に応じて、被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

**追加** 第7版で追加

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

**3 役所の手続きのこと**

**(23) 確定申告での被害申告による税の軽減**

苫小牧税務署 ☎0144-32-3165  
総務課税務グループ ☎27-2481

**支援の内容**

所得税の確定申告において、地震被害について申告することにより、所得税が軽減される場合があります。

※「雑損控除」を適用した場合には、町道民税も軽減される場合があります。

**対象者**

所有する住宅や家財、車両などに被害を受けた方

※所得38万円以下で、生計を一にする親族が所有するものに被害を受けた場合を含みます。

**概要**

「雑損控除」または「災害減免」のどちらか有利な方法を選ぶことにより、税を軽減できる場合があります。

**<雑損控除>**

- ① 損害額から所得金額の10%を引いた額
- ② 災害関連支出の金額から5万円を引いた額
- ①と②のうち、いずれが多い方の金額を所得から控除することができます。

※平成31年3月15日(金)までに申告した場合で、かつ、30年分の所得から雑損控除を引ききれない場合は、残余の控除額を翌年及び翌々年に繰り越すことができます。

※地震保険金などを受け取っている場合は、損害額から保険金などの額を引くこととなります。

※まだ修理していない場合でも、雑損控除の申告は可能です。

**<災害減免>**

所得金額	所得税(および復興特別所得税)の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	50%の軽減
750万円超1,000万円以下	25%の軽減

※損害が住宅または家財の価格の2分の1以上であることが要件となります。

**申告期限**

平成31年3月15日(金)

※期限を過ぎてから申告した場合は雑損控除の翌年・翌々年への繰越はできません。